

平成 28 年度独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構年度目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 9 第 1 項の規定により、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の平成 28 年度の年度目標を次のとおり定める。

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

全国の在日米軍施設で勤務している駐留軍等労働者は、現在約 2 万 5 千人おり、我が国の防衛の柱となっている日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を確保する上において、駐留軍等労働者はその一翼を担っている。

日米両国は、日米地位協定第 12 条第 4 項により、日本国が労働者を雇用し、在日米軍に労務提供するいわゆる「間接雇用方式」を採用し、雇用の安定、労働者の権利保護の確保及び米側労務需要の充足を図っている。

この方式による労務提供を円滑に実施するため、防衛省と在日米軍との間で労務提供契約を締結し、駐留軍等労働者の資格要件、労務管理の実施方法、給与その他の勤務条件の内容、労務経費の日米負担の区分等、在日米軍への労務提供に関する具体的諸条件を細かく取り決めている。

こうした基本的枠組みの中で、機構は、駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、在日米軍に必要な労働力の確保を図ることを目的として、平成 14 年 4 月 1 日に設立され、駐留軍等労働者の労務管理等業務のうち、雇用主である国（防衛省）が自ら実施する必要のない実務的な事務を実施している。

業務の具体的内容は、以下のとおりである。

- ① 在日米軍からの労務要求書の受理、募集、人事措置通知書の交付などの労務管理業務
- ② 給与や旅費に係る計算及び書類作成などの給与業務
- ③ 制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康相談、業務上災害を受けた者等への特別援護金の支給、社会保険の手続、定期健康診断・ストレスチェック・永年勤続表彰の計画及び実施支援などの福利厚生業務

機構の役割（ミッション）は、これらの業務を着実に実施することにより、駐留軍等に必要な労働力の確保を図るという目的を達成することである。

第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務（労務管理業務）

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11年法律第217号。以下「機構法」という。)第10条第1項第1号に規定する駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務(同項第4号に規定する附帯業務を含む。)について、円滑かつ確実に実施すること。

また、募集については、機構が在日米軍からの労務要求を受けて、ホームページや公共職業安定所(ハローワーク)等を活用して応募者を募り、その中から資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する方法を採っているところ、在日米軍からの労務要求に速やかに対応するため、在日米軍から提出された労務要求書受理後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率について、平成28年度において90%以上の維持に努めること。

2 駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務(給与業務)

機構法第10条第1項第2号に規定する駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務(同項第4号に規定する附帯業務を含む。)について、円滑かつ確実に実施すること。

また、機構では、駐留軍等労働者の給与等の計算業務を通じて、これまでの支払額等の情報を蓄積していることから、国からの求めに応じ、行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成を行い、国に提示すること。

3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務(福利厚生業務)

機構法第10条第1項第3号に規定する駐留軍等労働者への福利厚生の実施に関する業務(同項第4号に規定する附帯業務を含む。)について、円滑かつ確実に実施すること。

また、50歳を超えた駐留軍等労働者に対し、退職後の生活に必要な知識を提供することにより不安なく退職後の生活への円滑な移行を図り、もって駐留軍等労働者の士気を向上させるとともに安定的な労務管理に寄与することを目的として実施している退職準備研修について、受講者に対するアンケート調査結果の満足度が90%以上となるよう努めること。

駐留軍等労働者のニーズを踏まえ、各種申請書類等の提出等が容易となる基地内臨時窓口の設置について試行的に実施すること。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1 業務の効率化・組織改編

- (1) 業務の効率化を図り、平成27年度に比し1人以上の要員縮減及び6人以上の期間業務職員の縮減を実施すること。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、支部組織における組織のフラット化、本部

組織における部課の統合、国家公務員身分を有する期間業務職員の更なる活用による人件費の削減等の取組を、平成27年度から段階的に拡大していくとされており、これを適切に進めるため、今後の具体的な組織改編の方向性についての検討を継続すること。

- (2) 機構では、駐留軍等労働者の労務管理等業務の効率化、駐留軍等労働者へのサービス向上等を図るため、総合的な電算処理システムとして在日米軍従業員管理システム等を開発し運用しているところ、当該システム等の安定的な稼働を確保すること。

併せて、平成26年度及び平成27年度のシステム再構築を前例とせず、多額の費用を要さないシステム更新の在り方について検討を行い、その結果を公表し、その後の予算編成に反映すること。

また、情報セキュリティ対策を推進し、情報セキュリティの強化を図ること。

2 調達等合理化の取組の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

人件費を含む機構運営関係費について、平成27年度を基準として2%の縮減を図ること。ただし、特殊要因を除く。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 給与水準の適正化等

機構の役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方を厳しく検証した上で、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

2 機構の広報活動

機構を社会に定着した組織とし、もって駐留軍等労働者の労務管理等業務の円滑な実施に資するため、機構の業務内容等について広く理解が深まるよう、広報活動を推進すること。

3 保有資産に係る措置

各支部・分室について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、平成23年度に専門的知見を有する民間業者に調査・分析を委託し、その結果について検討した結果、機

構としては、現状のまま保有・賃借を継続するという結論が得られたが、平成２８年度においても、引き続き、職員数に比して施設規模が過大でないかの検証、近傍類似物件の賃料調査・検証を実施し、検証結果に基づき、所要の措置を実施すること。

4 経ヶ岬通信所に勤務する駐留軍等労働者に対する労務管理等業務の実施

平成２８年４月から、経ヶ岬通信所に勤務する駐留軍等労働者の雇用主としての事務が京都防衛事務所において本格実施されることに伴い、当該駐留軍等労働者に対する機構の現地労務管理等業務についても、その全てが京丹後支部において実施されることとなるため、それ以降、同支部において当該業務を円滑かつ確実に実施すること。

5 法人間共同調達の検討

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、近傍に所在する他の独立行政法人との消耗品等の共同調達を引き続き検討すること。

6 内部統制の推進

機構の内部統制委員会の下で、内部統制の推進を図るとともに、内部統制システムの見直しについて検討すること。